

第13章 公害等の苦情及び紛争の処理

第1節 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が昭和55年度に取り扱った公害に関する苦情件数は8,322件であり、このうち新規に直接受理した件数は5,852件で、前年度に比して558件(7.7%)の減少となっている(表3-13-1)。

表3-13-1 公害に関する苦情の取扱件数

区分 年度	合計	苦情の受理件数					前年度からの繰越件数
		新規直接受理	他機関からの移送				
			計	市 他	町 府	村 県	
昭55	8,322	5,852	15	10	5	—	2,455
54	8,778	6,410	8	3	5	—	2,360

第1 苦情の発生状況

1 公害の種類別苦情件数

昭和55年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型7公害に関する苦情が5,173件で全体の88.4%を占めており、このうち騒音に関するものが2,438件で最も多く全体の41.6%を占め、次いで大気汚染1,433件(24.5%)、悪臭537件(9.2%)、振動390件(6.7%)、水質汚濁364件(6.2%)となっている(図3-13-1及び表3-13-2)。

図3-13-1 公害の種類別苦情件数の推移

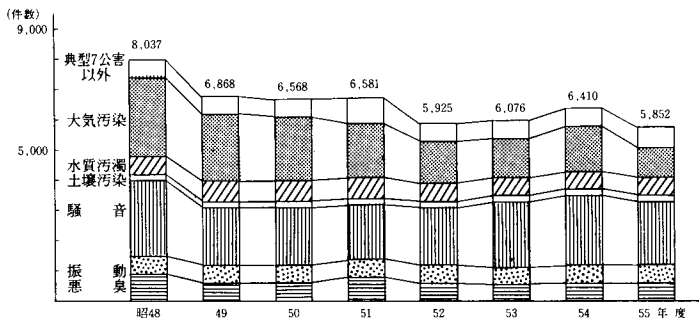


表3-13-2 公害の種類別苦情件数

公害の種類		年度	昭 55		54	
		件数	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
典型 7 公害	大 気 汚 染		1,433	24.5%	1,767	27.6%
	水 質 汚 濁		364	6.2	439	6.8
	土 壤 汚 染		10	0.2	6	0.1
	騒 音		2,438	41.6	2,603	40.6
	振 動		390	6.7	446	7.0
	地 盤 沈 下		1	0.0	1	0.0
	悪 臭		537	9.2	588	9.2
	計		5,173	88.4	5,850	91.3
典型 7 公害 以外 のもの	日 照 防 害		6	0.1	16	0.2
	電 波 障 害		34	0.6	23	0.3
	廃 棄 物		116	2.0	126	2.0
	そ の 他		523	8.9	395	6.2
	計		679	11.6	560	8.7
合 計			5,852	100.0	6,410	100.0

(注) 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した（以下表3-13-7について同じ）。

2 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外のもの」とでは「生産工場以外のもの」が上回り、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が855件で最も多く、全体の16.5%を占め、次いで繊維・衣服製造業219件(4.2%)、機械・器具製造業192件(3.7%)、石油・化学製品製造業170件(3.3%)となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、商店・飲食店が889件で最も多く、全体の17.2%を占め、これに土木・建築工事596件(11.5%)、交通機関146件(2.8%)が続いている（表3-13-3）。

表3-13-3 発生源の業種別苦情件数

年度 公害の種類 発生源の業種		昭 55									54	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件 数	構成比	件 数	構成比
生 産 工 場	食 料 品	44	11	—	50	9	—	31	145	2.9%	134	2.3%
	織 維・衣 服	61	30	—	83	26	—	19	219	4.2	247	4.2
	木材・家具・木製品	88	—	—	60	2	—	4	154	3.0	216	3.7
	パルプ・紙製品	8	2	—	17	8	—	3	38	0.7	54	1.0
	石油・化学製品	66	17	1	36	6	—	44	170	3.3	183	3.1
	ゴム・皮革製品	8	—	—	8	—	—	8	24	0.5	52	0.9
	窯業・土石製品	36	6	—	21	1	—	4	68	1.3	78	1.3
	鉄鋼・非鉄金属製品	205	44	5	422	115	—	64	855	16.5	990	16.9
	機 械・器 具	47	11	1	96	21	—	16	192	3.7	190	3.2
	そ の 他	74	17	—	116	19	—	51	277	5.3	492	8.4
計	637	138	7	909	207	—	244	2,142	41.4	2,636	45.0	
生 産 工 場 以 外 の も の	修 理 工 場	54	6	—	26	—	—	17	103	2.0	100	1.7
	土 木・建 築 工 事	182	16	1	278	103	—	16	596	11.5	772	13.2
	交 通 機 関	12	—	—	88	42	—	4	146	2.8	118	2.0
	牧畜・養豚・養鶏場	7	8	—	2	1	—	27	45	0.9	55	0.9
	下 水・清 掃 事 業	11	5	—	8	2	—	19	45	0.9	40	0.7
	娛 楽 遊 興 ス ポー ツ 施 設	2	1	—	23	—	—	—	26	0.5	62	1.1
	一 般 家 庭	20	23	—	48	—	—	24	115	2.2	122	2.1
	鉱 業	1	—	—	—	—	—	—	1	0.0	3	0.1
	商 店・飲 食 店	73	11	—	763	6	—	36	889	17.2	864	14.8
	事 務 所	24	4	—	29	1	—	1	59	1.2	86	1.5
そ の 他	364	66	1	253	23	1	110	818	15.8	752	12.8	
不 明	46	86	1	11	5	—	39	188	3.6	240	4.1	
計	796	226	3	1,529	183	1	293	3,031	58.6	3,214	55.0	
合 計	1,433	364	10	2,438	390	1	537	5,173	100.0	5,850	100.0	

3 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,823件と最も多く、全体の35.3%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では2,849件と全体の半数以上(55.1%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が1,459件(28.2%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が603件(11.7%)となっている(表3-13-4)。

表3-13-4 被害の地域別苦情件数

年度 公害の種類 被害地域の特性		昭 55							54			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		合計	
									件数	構成比%	件数	構成比%
都市計 画法 による 都市 計 画 区 域	第1種住居専用地域	34	11	—	81	9	—	22	157	3.0	163	2.8
	第2種住居専用地域	232	55	1	453	41	—	87	869	16.8	1,011	17.3
	住居地域	454	108	1	926	163	1	170	1,823	35.3	1,897	32.4
	小計	720	174	2	1,460	213	1	279	2,849	55.1	3,071	52.5
	近隣商業地域	30	9	—	130	10	—	15	194	3.8	258	4.4
	商業地域	83	3	—	237	28	—	58	409	7.9	464	7.9
	小計	113	12	—	367	38	—	73	603	11.7	722	12.3
	準工業地域	380	78	2	445	104	—	113	1,122	21.7	1,313	22.5
	工業地域	91	23	3	90	20	—	26	253	4.9	382	6.5
	工業専用地域	38	13	—	16	6	—	11	84	1.6	84	1.4
小計	509	114	5	551	130	—	150	1,459	28.2	1,779	30.4	
その他	82	54	3	54	9	—	27	229	4.4	210	3.6	
計	1,424	354	10	2,432	390	1	529	5,140	99.4	5,782	98.8	
都市計画区域以外の区域	9	10	—	6	—	—	8	33	0.6	68	1.2	
合計	1,433	364	10	2,438	390	1	537	5,173	100.0	5,850	100.0	

4 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの)が3,840件で最も多く、全体の74.3%を占め、次いで健康に対する被害735件(14.2%)、財産に対する被害430件(8.3%)となっている(表3-13-5)。

表3-13-5 被害の種類別苦情件数

被害の種類	年度 公害の種類	昭 55							54			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		合計	
									件数	構成比	件数	構成比
健康		236	12	—	364	34	—	89	735	14.2%	717	12.2%
財産		300	17	1	28	74	—	10	430	8.3	565	9.7
動物・植物		17	72	8	1	—	—	—	98	1.9	124	2.1
感覚的・心理的		874	234	1	2,015	280	1	435	3,840	74.3	4,287	73.3
その他		6	29	—	30	2	—	3	70	1.3	157	2.7
合計	件数	1,433	364	10	2,438	390	1	537	5,173	—	5,850	—
	構成比	27.7	7.0	0.2	47.1	7.6	0.0	10.4	—	100.0	—	100.0

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

第2 苦情の処理状況

昭和55年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決(直接処理)したものは5,599件で、取扱件数8,322件の67.3%を占め、前年度に比して0.4パーセントの減少となっている(表3-13-6)。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したのが1,061件と最も多く、全体の19.0%を占め、次いで作業の停廃止、行為の中止713件(12.7%)、生産工程・作業方法の改善645件(11.5%)、防除機械・施設の新設540件(9.7%)となっている(表3-13-7)。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表3-13-8及び表3-13-9のとおりであり、農業関係の苦情の処理状況は表3-13-10のとおりである。

表3-13-6 苦情処理件数

年度	合計	処 理 件 数						その他 翌年度へ 繰越等
		解決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送					
			計	市 他	町 府	村 県	警 察	
昭 55	8,322	5,599	249	46	69	23	111	2,474
54	8,778	5,946	262	56	67	26	113	2,570

表3-13-7 処理内容別苦情処理件数

公害の種類 処理内容	典 型 7 公 害								典 型 7 公 害 以外 の情 件 数		合 計				
	大汚	気汚	水汚	質濁	土汚	壤染	騒音	振動	地沈	盤下	悪臭	計	件数	構成比%	
工場等移転	26	1	—	—	—	—	74	18	—	—	9	128	1	129	2.3
機械施設の移転	13	1	—	—	—	—	69	6	—	—	8	97	7	104	1.9
機械施設の改善	116	28	2	—	—	—	210	22	—	—	50	428	15	443	7.9
故障の修理復旧	56	30	—	—	—	—	41	10	—	—	17	154	8	162	2.9
生産工程・作業方法の改善	271	20	—	—	—	—	212	41	—	—	75	619	26	645	11.5
作業時間の変更	7	4	—	—	—	—	203	16	—	—	2	232	2	234	4.2
作業停止・廃止の中止	393	15	1	—	—	—	145	28	—	—	73	655	58	713	12.7
原因物質の除去等	51	69	1	—	—	—	16	4	—	—	33	174	148	322	5.7
被害者の建物等への防止対策	4	1	—	—	—	—	5	3	—	—	4	17	—	17	0.3
府・市町村の措置又は説明に納得	159	85	3	—	—	—	505	106	—	—	118	976	85	1,061	19.0
防除機械・施設の新設	181	19	—	—	—	—	235	36	—	—	58	529	11	540	9.7
その他	151	93	—	—	—	—	524	101	—	—	80	949	280	1,229	21.9
合計	1,428	366	7	—	—	—	2,239	391	—	—	527	4,958	641	5,599	100.0

(注) 前年度からの繰越分を含む。

表3-13-8 府警察機関における公害関係苦情処理状況(昭和55年)

区分	公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物等	合計
処理	説諭等	16	3	829	2	12	34	896
	行政引継ぎ(通報)	7	11	40	0	25	38	121
合計		23	14	869	2	37	72	1,017

(注) 1 交通公害を除く。

2 「説諭等」とは警察において「話し合い」、「警告」及び「検挙」により解決したものをいう。

表3-13-9 公害関係事犯検挙状況(昭和55年)

公害の種類	水質汚濁	土壌汚染	廃棄物等	合計
検挙件数	27	3	145	175

表3-13-10 農業関係の苦情処理状況(昭和55年度)

発生原因	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況(苦情内容)	措置
工場排水	昭55.8.1	水稲	四条巖市下田原	水稲の生育障害(コバルトを主とする複合)	現地調査、土壌分析及び産米調査の結果、生育障害の原因については工場排水のコバルト他重金属によるものと判定した。土壌改良剤の投入及び排土、客土を指導し、対策を完了した。
工場排水	55.9.12	農作物	貝塚市堀	農作物の生育障害(亜鉛)	現地調査、土壌分析の結果、生育障害の原因は工場排水の亜鉛によるものと判定した。土壌改良剤の投入、深耕及び客土を指導し、水路の改修等対策を完了した。
工場排水	55.9.19	水稲	寝屋川市仁和寺	水稲の生育障害(リチウム)(臭素)	現地調査、土壌分析及び植物体分析の結果、生育障害の原因は工場排水のリチウム、臭素によるものと判定した。農用地に対しては、除塩、かけ流しを指導し解決済。(昭55.12.3回答)
不明	55.11.12	水稲	枚方市小倉東町	水稲枯死及び生育障害	現地調査、土壌分析の結果、水稲被害の原因は塩素、石灰を含む何らかの可溶性の物質と判定。原因継続調査。(昭56.1.27回答)
工場排水	55.12.3	水稲	岸和田市下松町	水稲玄米中のカドミウムの汚染の有無	産米分析の結果、問題なし。(昭55.12.23回答)

第2節 公害紛争の処理

第1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づき、国にあっては公害等調整委員会、都道府県にあっては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争をあっせん、調停、仲裁及び裁定(裁定は公害等調整委員会のみ)の手続により、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、公害問題に造りの深い大学教授、弁護士など15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

第2 紛争の処理状況

府公害審査会における昭和55年度末までの公害紛争に係る調停等の受理件数は41件、終結件数は31件である。このうち昭和55年度中における取扱件数は、前年度からの繰越し14件、新規受理2件の、合計16件でこれらについて紛争の調停の進めてきた結果、6件が終結した（表3-13-11及び表3-13-12）。

表3-13-11 公害紛争の取扱状況

(昭和56年3月31日現在)

年度	件数	受理件数	終結件数	翌年度への繰越件数
昭 45～50		20	10	10
51		2	2	10
52		5	2	13
53		6	6	13
54		6	5	14
55		2	6	10
合計		41	31	—

表3-13-12 公害紛争の処理(終結)概要(昭和55年度)

事件の表示及び担当委員の氏名	申請区分	申請等年月日	手続開催回数
<p>昭和50年(調)第2号(鶴見区庄延工場)事件</p> <p>〔大阪市鶴見区における庄延工場から発生する騒音・振動等による被害に対する損害賠償及び夜間操業の停止等請求〕</p> <p>調停委員 大和田 國 夫 (㊟)</p> <p> 関 田 政 雄</p> <p> 木 俣 正 夫</p> <p> 永 澤 信 義</p> <p>(昭54.9.2永澤委員死去のため)</p> <p>(昭54.9.28木俣委員を指名)</p>	調 停	<p>申 請 昭50. 3. 26</p> <p>受 付 50. 3. 26</p> <p>受 理 50. 3. 28</p> <p>終 結 55. 6. 24</p>	<p>昭和49年度 1回</p> <p>50年度 9回</p> <p>51年度 8回</p> <p>52年度 5回</p> <p>53年度 5回</p> <p>54年度 6回</p> <p>55年度 3回</p> <p>合 計 37回</p>
<p>昭和53年(調)第2号(藤井寺球場)事件</p> <p>〔藤井寺球場の照明塔建設工事に関し当事者間の協議を求めらる請求〕</p> <p>調停委員 俵 静 夫 (㊟)</p> <p> 田 中 良太郎</p> <p> 蝶 野 喜代松</p> <p> 庄 司 光</p> <p>(昭54.10.31庄司委員任期満了のため、昭54.11.1蝶野委員を指名)</p>	調 停	<p>申 請 昭53. 4. 13</p> <p>受 付 53. 4. 13</p> <p>受 理 53. 4. 28</p> <p>終 結 55. 12. 3</p>	<p>昭和53年度 7回</p> <p>54年度 10回</p> <p>55年度 8回</p> <p>合 計 25回</p>

申 請 の 概 要	終 結 の 概 要																
<p>(1) 相手方工場から発生する騒音・振動により受けた被害に対し損害賠償として6,299万900円を支払え。</p> <p>(2) 当該工場から発生する騒音・振動を規制基準以下とし、かつ、夜間の操業を停止せよ。</p>	<p>調停成立</p> <p>1 本件調停申請以来、相手方は、自己経営の圧延工場につき、騒音・振動防除に努力し、その結果、次の如き効果を取めたことは、申請人もこれを認める。</p> <p>2 昭和54年7月3日現在の測定結果は、次のとおりであったことを双方確認した。</p> <table border="1" data-bbox="636 487 983 628"> <thead> <tr> <th>測定点</th> <th>騒音レベル</th> <th>測定点</th> <th>騒音レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>54dB(A)</td> <td>4</td> <td>56dB(A)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>52</td> <td>5</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>52</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 相手方は、前項の基準を最低基準とし、今後も、この基準を維持、改善するため不断の努力を払うものとする。</p> <p>4 第2項の基準を割った場合には、申請人らは、相手方に対し、騒音防除の措置を講ずるよう要請することができる。</p> <p>5 相手方は、その要請に従い、直ちに環境改善の措置を講じ、その結果を申請人らに報告しなければならない。</p> <p>6 相手方は、本件解決金として、総計金200万円を申請人らに支払った。</p>	測定点	騒音レベル	測定点	騒音レベル	1	54dB(A)	4	56dB(A)	2	52	5	48	3	52		
測定点	騒音レベル	測定点	騒音レベル														
1	54dB(A)	4	56dB(A)														
2	52	5	48														
3	52																
<p>球場周辺の住居地域の環境保全に関して、周辺住民と話し合いたい。</p>	<p>打切り (理由)</p> <p>当事者双方に歩み寄りがみられず、合意の見込みがないと認められるため。</p>																

事件の表示及び担当委員の氏名	申請区分	申請等年月日	手続開催回数
昭和53年(調)第3号(藤井寺球場)事件、昭和53年(調)第5号(藤井寺球場)参加申立事件及び昭和54年(調)第2号(藤井寺球場)参加申立事件 〔藤井寺球場における照明塔建設計画の取り止めを求める請求〕 調停委員 俵 静 夫 (調) 田 中 良太郎 蝶 野 喜代松 庄 司 光 (昭54.10.31庄司委員任期満了のため、昭54.11.1蝶野委員を指名)	調 停	申 請 昭53. 6. 6 受 付 53. 6. 6 受 理 53. 6. 23 ----- 参加申立 53. 11. 10 受 付 53. 11. 10 許可決定 53. 11. 13 ----- 参加申立 54. 5. 11 受 付 54. 5. 11 許可決定 54. 5. 11 ----- 終 結 55. 12. 3	昭和53年度 7回 54年度 10回 55年度 8回 合 計 25回
昭和55年(調)第3号(泉南市さく泉)事件 〔泉南市信達における井戸掘削工事に伴い発生する騒音並びに振動による被害に対する損害賠償の請求に係る調停申請〕について 調停委員 木 俣 正 夫 (調) 蝶 野 喜代松 東 野 一 郎	調 停	申 請 昭55. 7. 12 受 付 55. 7. 12 受 理 55. 7. 25 終 結 56. 2. 26	昭和55年度 11回 合 計 11回

申 請 の 概 要	終 結 の 概 要
<p>球場周辺において維持されてきた住居専用地域としての良好な環境を保全するために、相手方は球場におけるナイター設備計画を取り止めよ。</p>	<p>打切り (理由) 当事者双方に歩み寄りがみられず、合意の見込みがないと認められるため。</p>
<p>相手方は、井戸掘削工事により生じた住宅及び店舗の損害に対して150万円、申請人3人に対して慰謝料150万円の合計300万円を支払え。</p>	<p>取下げ</p>